

「就学システム標準化に関する情報提供依頼（RFI）」参加申込書兼秘密保持誓約書

堺市教育委員会 教育長 様

令和 年 月 日

(所在地)

(会社名)

(責任者 職・氏名)

⑩

当社は、貴市からの「就学システム標準化に関する情報提供依頼（RFI）」（以下、「本依頼」という。）に参加を申し込みます。ついては、関係資料の提供を願います。

なお、貴市から開示・提供される資料などで知り得た情報に関して、次のとおり誓約いたします。

第1項（秘密情報）

当社は、本依頼に関連して、貴市が当社に対し開示する一切の情報を秘密情報として取扱いします。ただし、次の各号に該当するものは含まないものとします。

- (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後当社の責によらずして公知となった情報。
- (2) 当社が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
- (3) 当社が、開示された情報によらずして独自に開発した情報。
- (4) 当社が、第三者に対して秘密保持義務を課すことなく開示した情報。
- (5) 法律の要求により開示された情報。

第2項（秘密保持）

- (1) 当社は、本依頼に関連して知り得た秘密事項を第三者に開示又は漏えいしません。これを秘密保持義務とします。また、第三者に開示する必要がある場合は、事前に貴市と協議して承認を得ます。
- (2) 当社は、秘密保持義務を遵守するため、責任者の管理、指導をもって秘密情報を管理します。
- (3) 当社は、本依頼に関する情報漏えい等の防止措置を講じ、セキュリティ保持に影響を及ぼさない態勢を保証します。

第3項（秘密情報の取扱い）

- (1) 当社は、秘密情報に関し、事前の書面による貴市の承諾を得ることなく、外部への持ち出しや複製を禁止し、本依頼以外には、一切使用しません。

第4項（使用期間）

- (1) 貴市が当社に対し開示する一切の情報を、本依頼のために当社が使用できる期間は、本誓約の日から本依頼が終了するまでの間とします。

第5項（秘密情報の廃棄、返還）

- (1) 秘密情報が不要となった場合、または貴市より要求された場合、および使用期間が過ぎた場合は、貴市が当社に対し開示する一切の情報を貴市の指示に従い、速やかに消去・廃棄または返還するものとします。